

議案第41号

京田辺市国民健康保険条例の一部改正について

京田辺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市国民健康保険条例（昭和36年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 京田辺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行	改正理由
<p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過 料を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険 者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100, 000円以下の過料を科する。</p>	被保険者証返還 に関する規定の 削除